

本協会は、6月1日の理事会において、「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の一部を改正し、同日から施行した。

我が国で公募された外国株券等のうち、国内の取引所有価証券市場への上場又は国内の店頭売買有価証券市場への登録のいずれもなされていないもの(以下「非上場公募外国株券等」という。)の発行者である会社は、証券取引法の規定により、有価証券報告書等の継続開示書類を金融庁へ提出しなければならないとされている。また、非上場公募外国株券等の引受けを行った協会員は、標記規則に基づき、本協会に対しその写しを提出することとされており、本協会は当該写しを公衆の縦覧に供しているところである。

平成12年5月の証券取引法関連法令の改正に伴い、本年6月1日から、非上場公募外国株券等に係る開示書類を含む証券取引法に定める開示書類については、原則として、金融庁の運営するE D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを通じた提出及び電子開示が義務付けられるとともに、当該情報に係る公衆縦覧のチャンネル拡大が図られることとされた。

今般の規則改正は、非上場公募外国株券等についても、E D I N E T システムを通じた提出及び電子開示の対象とされることから、協会員による上記継続開示書類の写しの本協会宛て提出を不要とするため、所要の整備を行ったものである。

なお、本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の一部改正について

平成16年6月1日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

平成12年5月の証券取引法関連法令の改正に伴い、本年6月1日から、証券取引法に定める開示書類については、原則として、金融庁の運営するE D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを通じた提出及び電子開示が義務付けられるとともに、当該情報に係る公衆縦覧のチャンネル拡大が図られることとされている。

これにより、我が国で公募された外国株券等のうち、国内の取引所有価証券市場への上場又は国内の店頭売買有価証券市場への登録のいずれもなされていないものについても、E D I N E T システムを通じた提出及び電子開示の対象とされることから、「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

国内の取引所有価証券市場への上場又は国内の店頭売買有価証券市場への登録のいずれもなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員における、当該外国株券等の発行会社の「証券取引法に定める継続開示書類の写し」の本協会に対する提供義務等を廃止する。

(第38条第2号イ、第40条第1項第12号)

3. 実施の時期

本改正は、平成16年6月1日から施行する。

以 上

「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正について

平成16年6月1日

（下線部分変更）

新	旧
（資料等の提供等） 第38条 （現行どおり） 1 （現行どおり） 2 資料等の提供 イ 協会員は、外国会社が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報を当該外国会社（我が国における代理人を含む。）から速やかに提供を受け又は収集し、第12条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するものとする。 ロ （現行どおり） 3～4 （現行どおり） （電磁的方法による書面の交付等） 第40条 （現行どおり） 1～11 （現行どおり） 12 第38条第2号イに規定する外国会社が公表した投資者の判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報 2 （現行どおり） 付 則 この改正は、平成16年6月1日から施行する。	（資料等の提供等） 第38条 国内の取引所有価証券市場への上場又は国内の店頭売買有価証券市場への登録のいずれもなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員及び本協会は、投資者保護の観点から、次の措置を講ずることとする。 1 （省 略） 2 資料等の提供 イ 協会員は、<u>外国会社の証券取引法に定める継続開示書類の写し</u>、外国会社が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報を当該外国会社（我が国における代理人を含む。）から速やかに提供を受け又は収集し、第12条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するものとする。 ロ 代表協会員は、上記イの資料等を受領又は収集後速やかに本協会に提出するものとする。 3～4 （省 略） （電磁的方法による書面の交付等） 第40条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1～11 （省 略） 12 第38条第2号イに規定する<u>外国株券等に係る継続開示書類の写し</u>、外国会社が公表した投資者の判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報 2 （省 略）